

# 自然災害により交通機関が不通になった場合の 措置について

2008 年 6 月 30 日  
(2018 年 4 月一部改訂)  
(2024 年 2 月一部改訂)

地震・台風・大雨・大雪などの自然災害のために交通機関が不通になった場合、本校では生徒諸君の居住区域が広範囲にわたっておりますので、通学途上の安全を配慮して下記のような措置をとることにしますのでお知らせいたします。

以下の①～⑤いずれか一つでも不通となった場合は、その後の復旧状況により 1～3 の措置をとる。

- ① J R 東海道線の品川駅から横浜駅間を含む区間
- ② J R 京浜東北線の品川駅から横浜駅間を含む区間
- ③ J R 横浜線の東神奈川駅から新横浜駅間を含む区間
- ④ 京浜急行線の品川駅から横浜駅間を含む区間
- ⑤ 相模鉄道線の西谷駅から横浜駅を含む区間

上記の①～⑤の開通した時刻によって、授業開始時刻を定めます。

- 1. 午前 6 時の時点で開通していたとき、通常通り授業を開始する。
- 2. 午前 10 時の時点で開通していたとき、3 限より授業を開始する。
- 3. 午前 10 時の時点で開通しなかったとき、当日は休校とする。

〔注〕

- ア) 緊急時には、緊急メール、学校のホームページで連絡・指示を行うことがあります。その場合、1～3 の判断基準よりも緊急連絡の内容が優先されます。
- イ) 上記以外他線が回復せずどうしても登校ができない場合、あるいは状況により通学が危ぶまれる場合は、無理して登校しないでください。後日、「登校ができない」と判断した具体的な状況、「通学が危ぶまれる」と判断した具体的な状況を記した届を書面で教務部に提出してください。提出された届の内容を元に学校として出欠の判断を行います。
- ウ) 大規模地震の警戒宣言が出た場合は、別にお知らせした「大規模地震予知情報『警戒宣言』が発令された場合の措置について」に従います。
- エ) 交通機関のストライキについては、別に指示します。